

建設業許可の手引

電子申請システム（JCIP）による申請が可能となりました

郵送の場合（書留等記録の残る配達方法に限ります）

〒760-8554

香川県高松市サンポート3-33

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係 宛

- ◆ 申請する資料は正本1部のみとなり副本は必要ありません。なお、審査中、問い合わせをさせていただきますので、控えを保管して下さい。
- ◆ 申請書等に受付印を希望される場合には、上記の他に申請書等の1枚目のコピー、返送先（住所、担当部署、担当者名）の記載及び切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。返信用封筒の同封がない場合には送付致しません。

持参の場合

場所：高松サンポート合同庁舎 北館11階

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

受付時間 午前9時30分～11時30分 午後1時00分～4時30分

- ◆ 申請する資料は正本1部のみとなり副本は必要ありません。なお、審査中、問い合わせをさせていただきますので、控えを保管して下さい。
- ◆ 申請書等に受付印を希望される場合には、上記の他に申請書等の1枚目のコピーをお持ち下さい。
- ◆ 時間外の受付は致しかねます。また、受付スペースに限りがありますので、お待ち頂く場合がございます。ご了承下さい。
- ◆ 受付時は形式審査のみ行います。
- ◆ 入館時、1階において免許証等身分を証明するものが必要となります。

※ 郵送、持参ともに、申請等の際に受付印を希望されなかった場合に、後日受付印を行うことはできませんのでご注意下さい。

目次

I. 建設業許可の概要

1. 建設業の許可とは	1
2. 知事許可・大臣許可の区分について	1
3. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分について	2
4. 許可業種の区分について	2
5. 許可の有効期間について	3
6. 事業承継・相続について	3

II. 許可の要件

1. 「許可要件」と「欠格要件」	4
2. 適切な経営体制について	4～5
3. 適切な社会保険に加入している者であること	5
4. 営業所技術者	6～7
5. 誠実性	8
6. 財産的基礎等	8
7. 欠格要件	9

III. 許可申請の手続き

1. 「申請区分」と「手数料」	10
2. 許可申請書類等（法定書類）	11～13
3. 許可申請書類等（添付書類）	14～16
4. 「申請の方法」と「標準処理期間」等	17

IV. 変更等の届出

1. 届出が必要となる場合と提出書類等	18～23
2. 届出の方法等	23

V. その他

1. 許可証明書の交付について	24
2. 行政書士による代理申請について	24
3. 申請書類等の閲覧について	25
4. 個人情報の取扱いについて	25
5. 電子申請について	26
6. 直近の建設業法の改正概要	27～32

資料

- 別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表
- 別紙② 有資格コード一覧
- 別紙③ 指定学科一覧
- 別紙④ 一般建設業の営業所技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧

○お問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
〒760-8554 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 北館11階
TEL:087-851-8061 (代表)

I. 建設業許可の概要

本書の文中では、わかりやすくするために一般的な表記にしている部分があります。

1. 建設業の許可とは

【建設業法第3条第1項】

建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者以外は、建設業の許可を受けなければなりません。

【軽微な建設工事】 = 下記に該当する工事をいいます。（令第1条の2）

- 建築一式工事の場合 → 1,500万円未満※の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事
- その他の建設工事の場合 → 500万円未満※の工事

- ※○ 2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の合計額
- 注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料の価格が含まれない場合はそれらの価格を加えた額
- 単価契約による場合は、1件の工事に係る全体金額
- 消費税及び地方消費税の額を含む請負契約の総額

2. 知事許可・大臣許可の区分について

【建設業法第3条第1項】

建設業の許可は、許可を受けようとする者の設ける建設業の営業所の所在地の状況によって知事許可と大臣許可の区分があります。

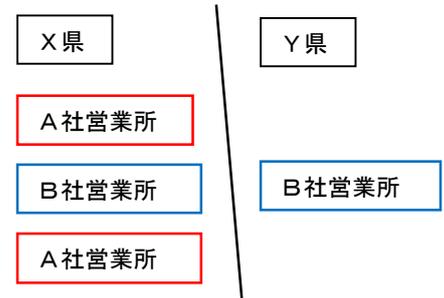
※営業所とは、「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」（令第1条）であり、契約締結権限のない単なる連絡事務所などは当法令でいう営業所に該当しません。

国土交通大臣許可

建設業を営もうとする営業所が2つ以上の都道府県に所在する場合（右図の場合B社）

都道府県知事許可

建設業を営もうとする営業所が1つの都道府県の区域内にのみ所在する場合（右図の場合A社）

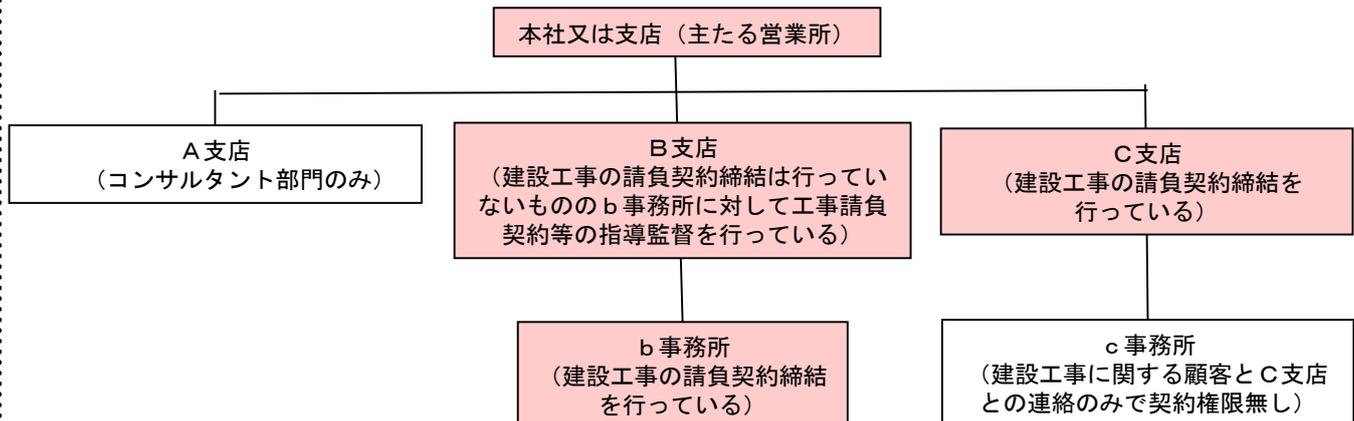


建設業法上の「営業所」に該当する事務所とは

建設業法の「営業所」に該当する事務所

建設業法の「営業所」に該当しない事務所

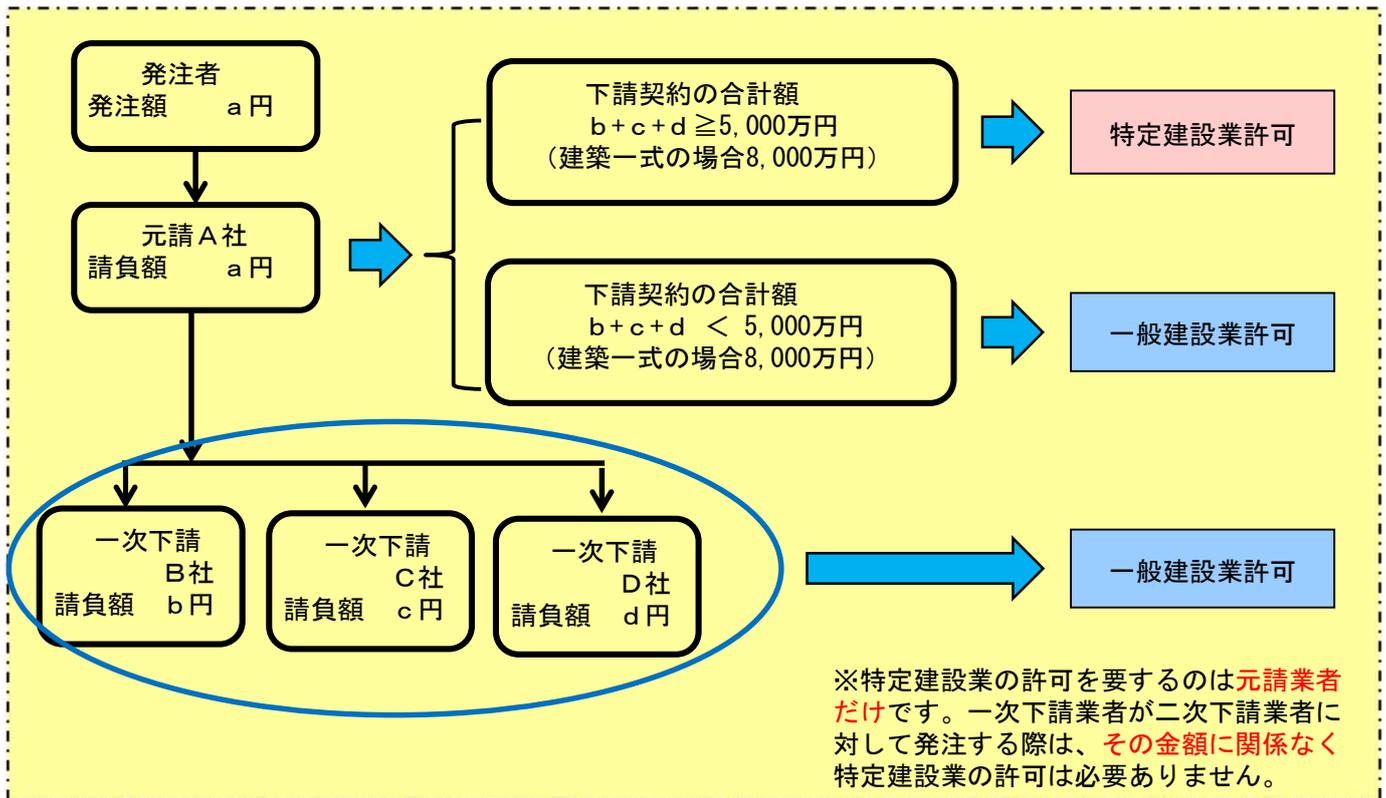
本店は、通常「主たる営業所」に該当しますが、単なる登記上の本店にすぎない場合や、建設業を総括的に取り扱う支店等が別に存する場合などは、その法人の本社・本店と主たる営業所が別となる場合があります。



3. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分について【建設業法第3条第1項】

建設業の許可は、下請契約の規模等により一般建設業と特定建設業の別に区分して行います。
業種ごとに一般、特定の別で許可を受けることはできますが、同一者が同業種で両方の許可を受けることはできません。

- 特定建設業許可 . . . 発注者から直接請け負う 一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の総額5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる下請契約を締結して施工しようとする場合
- 一般建設業許可 . . . 特定建設業の許可を受けようとする者以外の場合（軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除く）



4. 許可業種の区分について 【建設業法第3条第2項】

建設工事は、29種類（2種類の一式工事と27種の専門工事）に種類分けされており、それぞれ対応する許可につき、特定・一般のいずれかの許可を受けることができます。詳しくは業種区分一覧表（別紙①）をご覧ください。

区分	建設工事の種類 (詳しくは、P33~36 業種区分一覧表を参照)			建設工事の内容
一式工事 (2業種)	土木一式工事 建築一式工事			大規模又は複雑な工事を、元請業者の立場で総合的にマネージメント（企画、指導、調整等）する事業者向けの業種
専門工事 (27業種)	大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 電気工事 管工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事	鉄筋工事 舗装工事 しゅんせつ工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防水工事 内装仕上工事 機械器具設置工事	熱絶縁工事 電気通信工事 造園工事 さく井工事 建具工事 水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事 解体工事	工事の実施工を行うために必要な業種

5. 許可の有効期間について

【建設業法第3条】

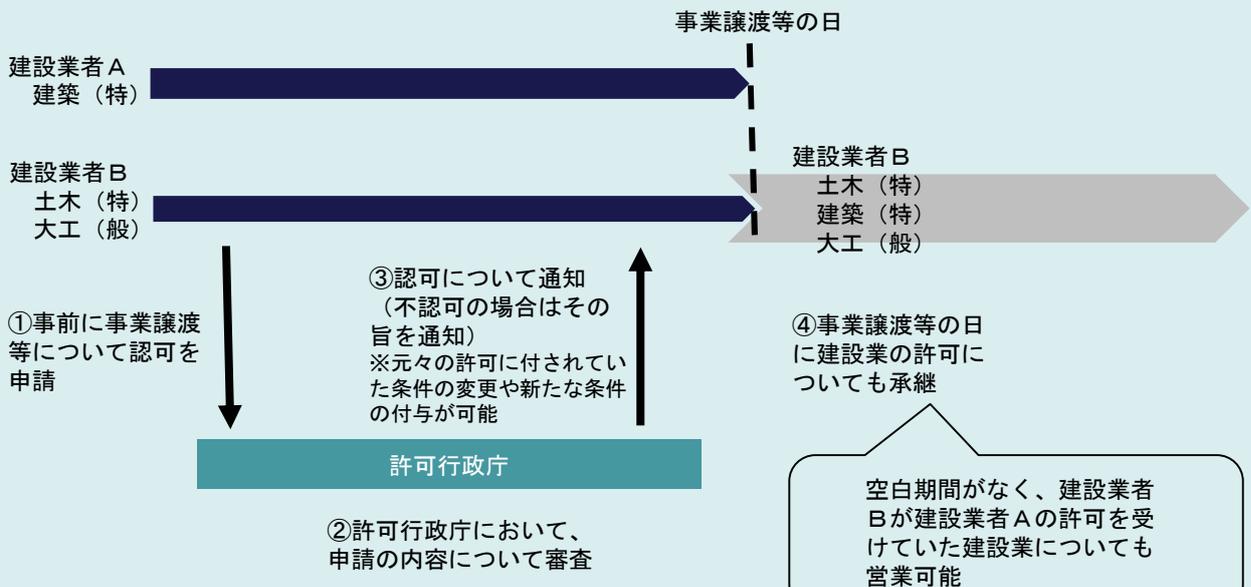
- 許可の有効期間は、許可のあった日から**5年目の許可があった日に対応する日の前日をもって満了**します。
(当該期間の末日が日曜等の休日であっても、その日をもって満了します。)
- 引き続き建設業を営もうとする場合には、期間が満了する**30日前までに**、許可の更新の手続きをとらなければなりません。
- 許可の更新の申請をしていれば、有効期間が満了しても、許可又は不許可の処分が行われるまでは、従前の許可は有効です。



6. 事業承継・相続について

合併、分割、事業譲渡等について、事業認可の手続により円滑に事業承継できる仕組みが構築されました。(令和2年10月1日施行)。これにより、許可の空白期間なく事業承継等を行うことが可能となります。該当する事案が生じる場合は、早い時期に四国地方整備局へご相談ください。

例：建設業者Aの地位を建設業者Bが承継する場合



1. 「許可要件」と「欠格要件」 建設業法第7条、第15条 【建設業法第8条】

建設業の許可を受けるためには、建設業法第7条に規定する5つの「許可要件」を備えていること及び建設業法第8条に規定する「欠格要件」に該当しないことが必要です。

＜許可要件＞

- ①常勤役員等について適正に経営業務を行うことができる体制を有する者であること
- ②適切な社会保険に加入している者であること
- ③各営業所に技術者を専任で配置していること
- ④役員等、事業主・支配人、営業所の代表者の「誠実性」
- ⑤「財産的基礎等」の要件を満たしていること

＜欠格要件＞

- ①建設業法第8条各号のいずれかに該当する場合
- ②許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合

2. 適正な経営体制について 【建設業法第7条、第15条】

建設業法第7条第1号の省令で定める基準として、以下の①～⑤のいずれかの体制を有することが必要です。（令和2年10月1日以降適用。詳細は、建設業許可事務ガイドラインをご確認下さい。）

1) 適切な経営体制を個人で満たす場合

	経験	根拠法令
① 常勤役員等（法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの（※1）、個人である場合にはその者又はその支配人）	建設業に関し5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者（※2）	規則第7条第1号イ（1）
②	建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）としての5年以上経営業務を管理した経験を有する者（※3）	規則第7条第1号イ（2）
③	建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として6年以上経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者（※4）	規則第7条第1号イ（3）

※建設業の種類ごとの区別は廃止されました。

2) 適切な経営体制を複数人で満たす場合

	経験	根拠法令		経験
④ 常勤役員等（法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの（※1）、個人である場合にはその者又はその支配人）	建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者	規則第7条第1号ロ（1）	+	常勤役員等を直接に補佐する者 財務管理の経験、労務管理の経験、業務運営の経験（※5）について、5年以上の経験を有する者 ※上記は一人が複数の経験を兼ねることが可能
⑤	5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者	規則第7条第1号ロ（2）		

- ※1 役員のうち常勤であるものとは
原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者が該当します。なお、「役員」には例外を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれません。
- ※2 経營業務の管理責任者としての経験を有する者とは
業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます。
- ※3 経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験とは取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。
- ※4 経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験とは
経營業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいいます。
- ※5 「財務管理の業務経験」、「労務管理の業務経験」、「業務運営の経験」とは
「財務管理の業務経験」とは建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験（役員としての経験を含む。以下同じ。）をいいます。「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいいます。
「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいいます。
これらの経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られます。「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。

※準ずる地位として申請される場合等は、個別対応となりますので、事前に四国地方整備局建政部計画・建設産業課建設業係までご相談ください。

3. 適切な社会保険に加入している者であること 【建設業法第7条、第15条】

適正な社会保険への加入が許可条件となっています。

次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第19条第1項の規定による届書を提出した者であること。
- ロ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第13条第1項の規定による届書を提出した者であること。
- ハ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第141条第1項の規定による届書を提出した者であること。

4. 営業所技術者（1 / 2）

【建設業法第7条、第15条】

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、許可を受けようとする建設業に係る建設工事についての専門的知識が必要になります。見積、入札、請負契約締結等の建設業に関する営業は各営業所で行われることから、**営業所ごとに**許可を受けようとする建設業に関して、一定の資格又は経験を有した者（営業所技術者又は特定営業所技術者）を**専任**で配置することが必要です。

営業所技術者：一般建設業許可を受けた業種を担当する技術者
 特定営業所技術者：特定建設業許可を受けた業種を担当する技術者

※「専任」とは、その**営業所に常勤して専らその職務に従事する**ことをいいます。

以下のような者は、原則として「専任」とは認められません。（建設業許可事務ガイドライン）

- ①技術者の住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ②他の営業所（他の建設業者の営業所を含む）において専任を要する者
- ③建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）
- ④他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態であると認められる者

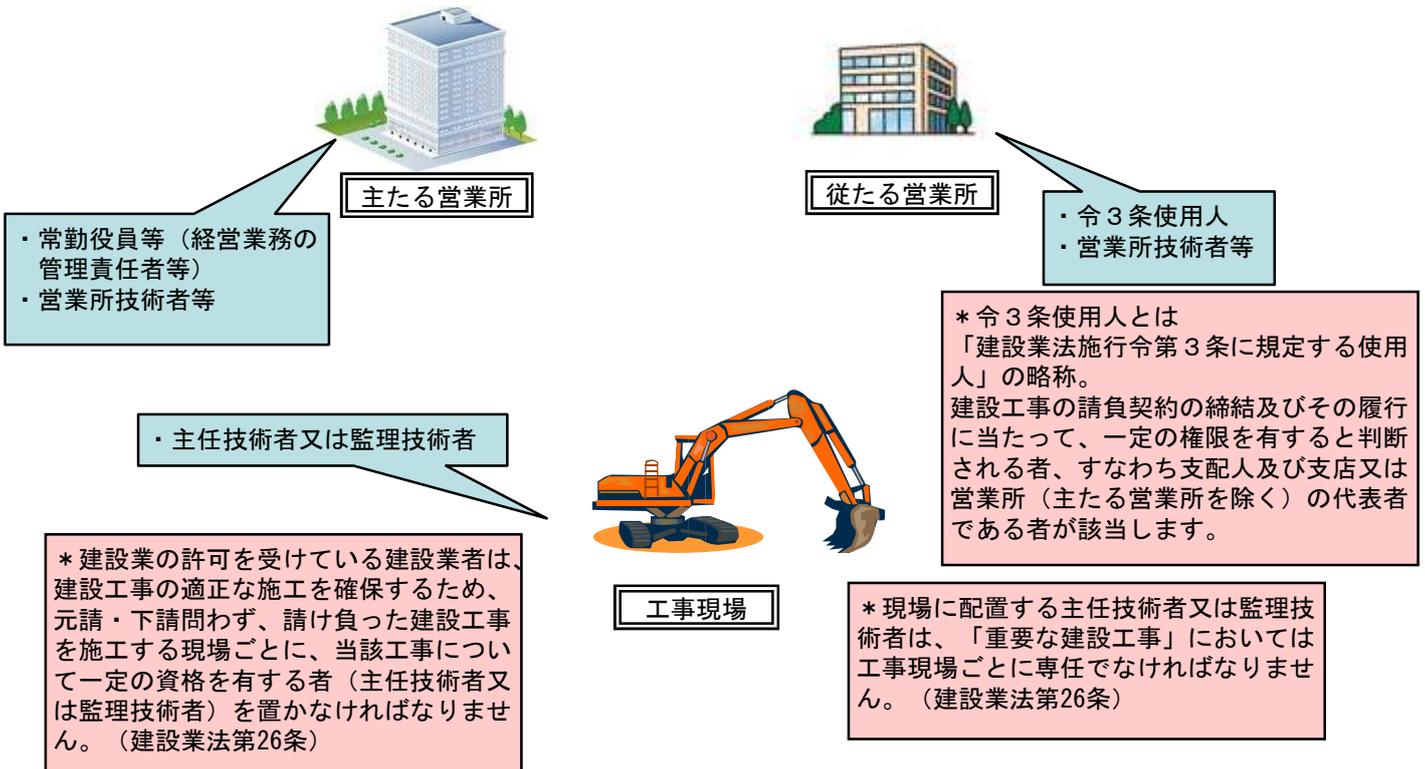
注意 「営業所技術者・特定営業所技術者（営業所技術者等）」は原則として現場の主任技術者又は監理技術者となる**ことができません。**

特例として、以下の①～③の要件を全て満たすことにより、専任を要しない工事現場の主任技術者等を兼ねることができます。

- ①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ②工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ③所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

また、工事規模、施工場所、遠隔からの現場確認体制及び連絡体制等を踏まえ、営業所技術者等としての職務に支障がないと認められる場合は、専任を要する工事現場の主任技術者等を一つの現場に限り、兼ねることができます。（詳細な要件については「監理技術者制度運用マニュアル」を確認下さい。）

営業所・現場に配置すべき技術者等の配置関係



4. 営業所技術者（2 / 2）

【建設業法第7条、第15条】

許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なります。営業所技術者となり得る技術資格要件は以下のとおりです。

一般建設業の営業所技術者となり得る技術資格要件（①～③のいずれか）	特定建設業の営業所技術者（特定営業所技術者）となり得る技術資格要件（①～③のいずれか）
①一定の国家資格等〔注1〕を有する者	①一定の国家資格等〔注1〕を有する者
<p>②許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、以下の実務経験〔注2〕を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ■大学又は高等専門学校の指定学科〔注3〕を卒業した後3年以上の実務経験を有する者 ■高等学校等の指定学科〔注3〕を卒業した後5年以上の実務経験を有する者 ■10年以上の実務経験を有する者 ■複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者〔注4〕 ■旧実業学校卒業程度検定規定による検定で指定学科合格後5年以上、又は専門学校卒業程度検定規定による検定で指定学科合格後3年以上の実務経験を有する者 ■専門学校を卒業した後、一定期間以上の実務経験を有する者（取り扱いについては以下のとおり） <ol style="list-style-type: none"> (1) 専門学校を修めた者のうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年文部省告示第84号）第二条に規定する専門士については、短期大学卒業相当とし、実務経験3年必要。 (2) 専門学校を修めた者のうち、同告示第三条に規定する高度専門士については、大学卒業相当とし、実務経験3年必要。 (3) それ以外の専門学校を修めた者については、高校卒業相当とし、実務経験5年必要。 <p>※学校教育法における短期大学は大学に含まれます。 ※大学院は大学に含まれません。 ※大学から大学院へ飛び入学した者、（独）大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者も対象となる場合があります。</p>	<p>② 左記の営業所技術者となり得る要件を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上〔注6〕であるものについて2年以上の指導監督的な実務の経験〔注7〕を有する者。ただし、指定建設業〔注8〕を除く</p>
<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ■海外での工事実務経験を有する者で当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査〔注5〕を受け営業所技術者となり得るとしてその認定を受けた者 	<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ■海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査〔注5〕を受け特定営業所技術者となり得るとしてその認定を受けた者 ■指定建設業〔注8〕に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める審査に合格した者〔注9〕

〔注1〕 有資格コード一覧（別紙②）

〔注2〕 実務経験とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習に従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。（建設業許可事務ガイドライン）

〔注3〕 指定学科一覧（別紙③）

〔注4〕 営業所技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧（別紙④）

〔注5〕 国土交通大臣の個別審査は、国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課にお問い合わせ下さい。

〔注6〕 以下についても4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなされます。

- ・昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験
- ・昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験

〔注7〕 指導監督的な実務の経験とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。（建設業許可事務ガイドライン）

〔注8〕 指定建設業とは以下のとおり

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、造園工事業 / 計7業種

〔注9〕 この特別認定講習及び審査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものですので、現在、新規に当該講習等を受けることはできません。

5. 誠実性

【建設業法第7条、第15条】

許可を受けようとする者が法人である場合においては、当該法人・非常勤役員を含む役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいいます。以下、同じ。）・施行令第3条に規定する使用人が、個人である場合には本人・支配人・施行令第3条に規定する使用人が、**請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をするおそれが明らかでないことが必要**です。

- 「不正な行為」とは
請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為。
- 「不誠実な行為」とは
工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為。

【誠実性を満たさない場合の例】

- ・建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者
- ・暴力団の構成員である場合又は暴力団による実質的な経営上の支配を受けている者 など

6. 財産的基礎等

【建設業法第7条、第15条】

倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足りる以下の**財産的基礎又は金銭的信**用を有していることが必要です。既存の企業にあっては、申請時の直前の決算期における財務諸表において、また、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表において判断することになります。

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合
次の いずれか に該当すること	次の すべて に該当すること
<ul style="list-style-type: none"> ①自己資本の額が500万円以上であること ②500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められること ③許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ①欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ②流動比率が75%以上であること ③資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

※「自己資本」とは

- ・法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額をいいます。
- ・個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

※「500万円以上の資金を調達する能力」とは

- ・担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について、融資を受けられる能力をいいます。具体的には、取引金融機関の融資証明書、預金残高証明書等により確認します。

※「欠損の額」とは

- ・法人にあっては、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額をいいます。
- ・個人にあっては、事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

*「流動比率」とは

- ・流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいいます。

*「資本金」とは

- ・法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいいます。
- ・個人にあっては期首資本金をいいます。

【補足事項】

財産的基礎等の基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものなので、許可を受けた後にこの基準に適合しないことになっても、直ちに許可の効力に影響を及ぼすものではありません。

7. 欠格要件

【建設業法第8条】

許可を受けようとする者が以下に該当する場合は、許可を受けることができません。

- ① 許可申請書、添付書類中に重要な事項について虚偽の記載若しくは重要な事実の記載が欠けている場合
- ② 以下のいずれかの事項に該当する場合（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む）
 - ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む）
 - ・ 不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む）
 - ・ 許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む）
 - ・ 許可の取消処分を免れるための廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む）
 - ・ 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - ・ 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む）
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む）
 - ・ 建設業法、又は一定の法令の規定（※）に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む）
 - ・ 暴力団員等又は、暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む）
 - ・ 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む）
 - ・ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法人である場合においては、その役員等）が上記のいずれかに該当する者
 - ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※一定の法令の規定

- ・ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の規定（同法第31条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く）に違反したものに係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・ 「刑法（明治40年法律第45号）」第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条
- ・ 「暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）」
- ・ 「建築基準法（昭和25年法律第201号）」第9条第1項又は第10項前段（同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反したものに係る同法第98条
- ・ 「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」第13条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第23条
- ・ 「都市計画法（昭和43年法律第100号）」第81条第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第91条
- ・ 「景観法（平成16年法律第110号）」第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第100条
- ・ 「労働基準法（昭和22年法律第49号）」第5条の規定に違反した者に係る同法第117条（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号 以下「労働者派遣法」という）」第44条第1項（「建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）」第44条の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- ・ 「職業安定法（昭和22年法律第141号）」第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- ・ 「労働者派遣法」第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

1. 「申請区分」と「手数料」

許可の「申請区分」と「手数料」は以下のとおりです。

【登録免許税：登録免許税法 別表第1】 【許可手数料：建設業法施行令第4条】

申請区分	申請内容	登録免許税又は許可手数料の額	
		一般建設業のみ申請 又は 特定建設業のみ申請	一般建設業と 特定建設業を 同時に申請
1. 新規	現在有効な許可をどの行政庁からも受けていない場合	15万円の登録免許税	30万円の登録免許税
2. 許可換え新規	都道府県知事許可から国土交通大臣許可へ換える場合	15万円の登録免許税	30万円の登録免許税
3. 般・特新規	①一般建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定建設業の許可を申請する場合 又は ②特定建設業の許可のみを受けている者が、新たに一般建設業の許可を申請する場合	15万円の登録免許税	
4. 業種追加	①一般建設業の許可を受けている者が、他の一般建設業の許可を申請する場合 又は ②特定建設業の許可を受けている者が、他の特定建設業の許可を申請する場合	5万円の収入印紙	10万円の収入印紙
5. 更新	既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合	5万円の収入印紙	10万円の収入印紙
6. 般・特新規+業種追加	「般・特新規」と「業種追加」を同時に申請する場合		15万円の登録免許税 + 5万円の収入印紙
7. 般・特新規+更新	「般・特新規」と「更新」を同時に申請する場合		15万円の登録免許税 + 5万円の収入印紙
8. 業種追加+更新	「業種追加」と「更新」を同時に申請する場合	10万円の収入印紙	15万円の収入印紙 又は 20万円の収入印紙
9. 般・特新規+業種追加+更新	「般・特新規」、「業種追加」、「更新」を同時に申請する場合		15万円の登録免許税 + 10万円の収入印紙

登録免許税

【登録免許税の納入先】

高松税務署 住所：〒760-0018 香川県高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎
電話：087-861-4121

【納入方法】

高松税務署に直接納入いただくか、もしくは日本銀行、日本銀行歳入代理店、ゆうちょ銀行から高松税務署あてに納入してください。

【提出方法】

許可申請書の別紙3の所定欄に領収証書（原本）を貼り付けて提出してください。

収入印紙

【提出方法】

収入印紙を購入のうえ許可申請書の別紙3の所定欄に貼り付けて提出して下さい。（消印はしないで下さい。）

Ⅲ. 許可申請の手続き

2. 許可申請書類等（法定書類） 1 / 3

建設業の許可を受けようとする場合は、法定書類（許可申請書＋添付書類）を提出する必要があります。各申請区分に必要となる法定書類は、以下のとおりです。添付書類についてはP14～16を参照してください。

様式番号	提出時期 ○…必須提出書類 ※…省略可 △…提出済みの書類から変更がなければ省略可。 (ただし、10年以上変更がない場合には提出要) ●…更新申請をする建設業に関しては省略可	随時				有効期限の30日前迄	随時	有効期間の6ヶ月前迄		
		新規	許可規換え新	(一般特新規)	(業種追加)	更新	一般特＋業追	一般特＋更新	業追＋更新	一般特＋業追
						新	新	新	新	新
第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙1	役員等の一覧表（注1）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙2(1)	営業所一覧表（新規許可等）	○	○	○	○	—	○	○	○	○
別紙2(2)	営業所一覧表（更新）	—	—	—	○	○	—	○	○	○
	営業所の写真（全景、標識の掲示状況、内部、標識）	○	○	△	△	△	△	△	△	△
別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙4	営業所技術者等一覧表（注2）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2号	工事経歴書（注3）	○	○	○	※	○	○	○	○	●
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	※	○	○	○	○	○
第4号	使用人数	○	○	○	※	○	○	○	○	○
第6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（原本）（注4）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（原本）（注5）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（注6）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙	常勤役員等の略歴書（注6）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	常勤役員等の経營業務の管理経歴を確認できる書類（注6）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	常勤役員等の常勤性が確認できる書類（注6）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（注6）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙1	常勤役員等の略歴書（注6）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙2	常勤役員等を直接補佐する者の略歴書（注6）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	常勤役員等の経營業務の管理経歴を確認できる書類（注6）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	直接補佐する者の業務経歴を確認できる書類（注6）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	常勤役員等及び直接補佐する者の雇用契約が確認できる書類（注6）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用等に関する確認ができる書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	雇用保険の適用等に関する確認ができる書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第8号	営業所技術者等証明書（新規・変更）	○	○	○	—	○	○	○	○	●
	営業所技術者等の雇用契約が確認できる書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	技術検定合格証明書等の資格証明書（注7）	○	○	○	—	○	○	○	○	●
第9号	実務経歴証明書（注7）	○	○	○	—	○	○	○	○	●
	卒業証明書（必要に応じて）（注7）	○	○	○	—	○	○	○	○	●

（次頁へ）

※営業所技術者等とは、営業所技術者又は特定営業所技術者を指します。

Ⅲ. 許可申請の手続き

2. 許可申請書類等（法定書類） 2 / 3

（前頁から）

様式番号	提出時期 ○…必須提出書類 ※…省略可 △…提出済みの書類から変更がなければ省略可。 （ただし、10年以上変更がない場合には提出要） ●…更新申請をする建設業に関しては省略可 書類の名称	随時				有効期限の30日前迄	随時	有効期間の6ヶ月前迄		
		新規	許可規換え新	（般特新規）	（業種追加）	更新	般特＋業追	般特＋更新	業追＋更新	般特＋更新
第10号	指導監督的実務経験証明書（注7）	○	○	○	—	○		●		
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○		○		
第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書（注8）	○	○	○	○	○		○		
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注9）	○	○	○	○	○		○		
	定款	○	○	※	△	※		△		
第14号	株主（出資者）調書	○	○	※	△	※		△		
第15号	貸借対照表（法人）	○	○	※	※	※		※		
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書（法人）	○	○	※	※	※		※		
第17号	株主資本等変動計算書	○	○	※	※	※		※		
第17号の2	注記表	○	○	※	※	※		※		
第17号の3	附属明細表（注10）	○	○	※	※	※		※		
第18号	貸借対照表（個人）	○	○	※	※	※		※		
第19号	損益計算書（個人）	○	○	※	※	※		※		
	登記事項証明書（原本）	○	○	※	△	※		△		
第20号	営業の沿革	○	○	※	○	※		○		
第20号の2	所属建設業団体	○	○	※	△	※		△		
	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）（原本）（注11）	○	○	※	※	※		※		
第20号の3	主要取引金融機関名	○	○	※	△	※		△		

2. 許可申請書類等（法定書類） 3 / 3

- (注1) 別紙1「役員等の一覧表」の「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は建設業法第5条第3号に規定する役員等に該当する者です。
 なお、業務を執行する社員、取締役または執行役に準ずる地位にあって、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等は本欄の役員に含まれます。
 また、「顧問」及び「相談役」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載します。
 この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載します。（個人事業主の場合は、提出が不要になります）
- (注2) 別紙2「営業所一覧表」に記載した営業所順に営業所技術者名を記載します。
- (注3) 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分留意願います。例えば、注文者「X」、工事名「Y邸新築工事」のように記載します。
- (注4) 別紙1「役員等の一覧表」及び様式第11号「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者について、提出が必要になります。
証明事項：後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がない。
 なお、「相談役」、「顧問」、「株主等」については、提出不要です。また、申請又は届出日前3ヶ月以内に発行されたものに限ります。
 ※本証明書は、「契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書（原本）」に代えることが可能です。その際は事前にお問い合わせください。
- (注5) 別紙1「役員等の一覧表」及び様式第11号「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者について、提出が必要になります。
証明事項：①禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。
②後見の登記の通知を受けていない。
③破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。又は 破産の通知を受けていない。
 なお、「相談役」、「顧問」、「株主等」については、提出不要です。また、申請又は届出日前3ヶ月以内に発行されたものに限ります。
 ※証明事項①及び②については、「契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書（原本）」に代えることが可能です。その際は事前にお問い合わせください。
- (注6) 「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（第7号）」と「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第7号の2）」はどちらかの書類となります。また付随する「略歴書」、「経験を確認できる書類」、「常勤性が確認できる書類」も同様です。
- (注7) 監理技術者資格者証（写）の提出により、法第7条第2号又は法第15条第2号の基準を満たすことが確認できる場合は省略可能です。また、実務経験により資格を証明する場合において、監理技術者資格者証（写）等により確認ができない場合には、添付書類が必要です。
- (注8) 「役員等の一覧表」に記載された者全員について作成します。（相談役・顧問・株主等については「賞罰」欄及び確認欄への記載は不要です。）ただし、経營業務の管理責任者等については作成不要です。（第7号又は第7号の2別紙で作成）
- (注9) 「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者全員について作成します。ただし、役員等を兼ねている者については、「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（第12号）」をもってこれに代えることができるため、作成を要しません。
- (注10) 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。
 ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。
 ① 資本金の額が1億円超であるもの
 ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの
- (注11) 国土交通大臣の許可を申請する者については、法人にあつては法人税の、個人にあつては所得税のそれぞれ直前一年の各年度における納税証明書を添付します。

Ⅲ. 許可申請の手続き

3. 許可申請書類等 (添付書類) 1 / 3

添付書類は、「建設業許可申請」や「変更届」を提出する際に必要となります。

- 書類作成にあたりましてはA4サイズに調整（拡大・縮小コピー、台紙貼付など）して提出下さい。
- 添付書類については写しの提出が可能なものがあります。以下表に（写）で記載のあるものについては写しの提出で構いません。

	提出書類 (3ヶ月以内に発行された資料が有効)	提出が必要な場合
営業所について	<p>●営業所の写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当局指定様式「営業所の写真」を利用し、申請日以前3ヶ月以内に撮影したものを提出下さい。次の①から④につき、それぞれ1枚以上提出。 ①全景（建物全景及び社名確認出来る当該ビル案内板等が確認出来るもの） ②建設業法施行規則様式第28号による「建設業の許可票」の掲示状況（どの辺りに掲示しているか分かるように引いて撮影） ③内部（事務室全体及び事務備品等が確認出来るもの） ④「建設業の許可票」（新規許可申請では不要。記載内容が分かるようにアップにして撮影） <p>※様式内の、所有区分の別（自己所有・賃貸借）のいずれかに必ず丸を付けること。</p>	<p>●建設業許可申請を行う場合</p> <p>※般・特新規、業種追加、更新申請において、従前の営業所に変更がない場合には不要。</p> <p>●変更届出書を提出する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①既存の営業所を移転した場合 ※変更のあった営業所の資料のみ提出。 ②営業所を新設した場合 ※変更のあった営業所の資料のみ提出。 ③既存の営業所の業種を変更した場合 <p>※所在地の変更を行わない業種を変更するだけの場合、「営業所の写真」の②及び④のみ提出。</p>
常勤役員等（経営業務の管理責任者等）について	<p>●常勤性が確認できるもの（所属会社名称の記載があること）</p> <p>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(写)</p> <p>※資格取得が申請の直前等の場合は、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得決定通知書(写)を提出下さい。</p> <p>※出向者の場合は、出向協定書（出向者個人の氏名が確認出来るもの）も併せて提出下さい。</p> <p>※国民健康保険等、所属会社で保険の適用を受けていない場合は次のいずれか1つを提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時直近の確定申告書（写：表紙と役員報酬明細書） ・住民税特別徴収税額通知書(写) <p>従前、確認に使用していた健康保険証カードについては令和7年12月1日までは引き続き確認書類として提出することが可能です。 (ただし、令和7年11月30日以前に被保険者証に記載された有効期限が到来する場合は、その有効期限まで。)</p>	<p>●建設業許可申請を行う場合（更新含む）</p> <p>●変更届出書を提出する場合</p> <p>「経営業務の管理責任者」の変更（氏名の変更を含む）を行う場合</p>

(次頁へ)

Ⅲ. 許可申請の手続き

3. 許可申請書類等 (添付書類) 2 / 3

	提出書類 (3ヶ月以内に発行された資料が有効)	提出が必要な場合
常勤役員等 (経営業務の管理責任者等)について	<p>●経営業務について、総合的に管理した経験を確認できるものとして経験期間を証明するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の役員の経験については、商業登記簿謄本(写)(履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書)と建設業許可通知書(写) ・建設業法施行令第3条に規定する使用人としての期間については、就任時及び退任時の変更届出書(様式第22号の2)の写し ・許可のない期間中の軽微な工事での経験については、工事請負契約書、注文書・請書、請求書等の写しで期間が確認出来るものがが必要です。 	(前頁から)
営業所技術者について	<p>●雇用契約が確認できるもの(所属会社名称の記載があること) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(写)</p> <p>※資格取得が申請の直前等の場合は、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得決定通知書(写)を提出下さい。</p> <p>※出向者の場合は、出向協定書(出向者個人の氏名が確認出来るもの)も併せて提出下さい。</p> <p>※国民健康保険等、所属会社で保険の適用を受けていない場合は次のいずれか1つを提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時直近の確定申告書(写:表紙と役員報酬明細書) ・住民税特別徴収税額通知書(写) ・所属会社が発行した雇用証明書(写) <p>従前、確認に使用していた健康保険証カードについては令和7年12月1日までは引き続き確認書類として提出することが可能です。 (ただし、令和7年11月30日以前に被保険者証に記載された有効期限が到来する場合は、その有効期限まで。)</p> <p><u>以下については、実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書を提出する場合のみ</u></p> <p>●実務経験者として申請する場合(①から③のうちいずれか1つ)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①実務経験期間全てにつき、経験業種に係る許可を有する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・当該証明期間分の、建設業許可通知書(写) ②実務経験期間の一部につき、経験業種に係る許可を有する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・許可を有する期間:当該証明期間分の、建設業許可通知書(写) ・許可を有さない期間:建設業許可通知書(写)により証明された期間を除く年数<端数切上>×任意抽出による1件の契約図書(写:提出は最大5件分。原則として1年に1件とし、同一年において複数の契約図書を提出しないこと。) 	<p>●建設業許可申請を行う場合(更新含む)</p> <p>●変更届出書を提出する場合 「営業所技術者等」の追加・変更を行う場合(営業所の新設氏名の変更を含む。)</p> <p>(次頁へ)</p>

Ⅲ. 許可申請の手続き

3. 許可申請書類等 (添付書類) 3 / 3

	提出書類 (3ヶ月以内に発行された資料が有効)	提出が必要な場合
営業所 技術者 について	<p>③実務経験期間全てにつき、経験業種に係る許可を有さない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載工事に係る任意抽出による5件分の契約図書(写)(原則として1年に1件とし、同一年において複数の契約図書を提出しないこと。) <p>●指導監督的実務経験について申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務経験証明書等に記載されている工事全ての契約図書(写:記載事項が確認出来ない場合、経験として認められません。) 	(前頁から)
健康保 険等の 加入状 況につ いて	<p>●社会保険(健康保険・厚生年金保険)の適用等に関する確認ができるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時の直前の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」等(写) <p>●雇用保険の適用等に関する確認ができるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」等(写) 	<p>●建設業許可申請を行う場合 (更新含む)</p> <p>●変更届出書を提出する場合 ※変更が従業員数のみである 場合は除く</p>

※申請書等の審査時に必要が生じた場合は、上記「添付書類」以外に別途資料等の提出を求めることがありますのでご了承ください。

※営業所の写真の様式については、四国地方整備局のホームページをご参考下さい。

http://www.skr.mlit.go.jp/kensei/sangyou/01_kensetu/02-ukeruuketaato/index.html#ken01_01

【1. 建設業の許可を受けるには】

4. 「申請の方法」と「標準処理期間」等

1. 申請の方法

- 提出する資料は**正本1部のみとなり、副本の提出は必要ありません**。なお、審査中、問い合わせをさせて頂くことがありますので、控え（副本）を保管して下さい。
- 申請書等に受付印を希望される場合には、上記の他に申請書の1枚目のコピーを併せて提出下さい。郵送にて提出の場合は、返送先（住所、担当部署、担当者名）の記載及び切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。返信用封筒の同封がない場合には送付致しません。
- 郵送、持参ともに、申請等の際に受付印を希望されなかった場合に、後日受付印を行うことはできませんのでご注意ください。
- 申請書類は、クリップ又は綴じ紐で綴じて下さい。（ホッチキス留め、袋綴じ不可）
- 提出先は、主たる営業所が、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の場合は四国地方整備局へ提出して下さい。提出方法は、電子申請、若しくは以下提出先住所へ郵送または持参となります。

<提出先>

〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33
国土交通省 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係

※電子申請の場合の注意点

- ◆P32をご確認ください

※郵送の場合の注意点

- ◆書留等記録の残る配達方法での提出に限ります。

※持参の場合の注意点

- ◆受付時間は、午前9時30分～11時30分、午後1時00分～4時30分までとなります。時間外の受付は致しかねます。また、受付スペースに限りがありますので、お待ち頂く場合がございます。ご了承下さい。
- ◆受付時は形式審査のみ行います。
- ◆入館時、1階において免許証等身分を証明するものが必要となります。

2. 標準処理期間

許可の申請に要する書類が四国地方整備局に到達してから、当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間については、おおむね**90日程度**を目安とします。（補正等に要する期間は含みません。）

3. その他

- 同一業者で許可年月日の異なる二つ以上の許可を受けているものについては、先に有効期間の満了を迎える許可の更新を申請する際に、有効期間が残っている他の全ての許可についても同時に一件の許可の更新として申請することができます。このことを「**許可の一本化**」といいます。
- 許可申請の取下げ及び登録免許税の還付について
 - ・許可申請を提出し、受付された後に許可申請を取り下げる場合は、「許可申請の取下げ願」（建設業許可事務ガイドライン別紙4）を四国地方整備局へ提出して下さい。
 - ・許可申請を取り下げる場合又は許可申請が却下された場合において、当該申請に伴って納入した登録免許税の還付を受けることができます。還付を受けたい場合は、「許可申請の取下げ願」（取り下げる場合のみ）及び「登録免許税の還付願」（建設業許可事務ガイドライン 別紙7）を併せて四国地方整備局へ提出して下さい。
 - ・許可の更新の申請及び業種追加の申請を行った者が納入した許可手数料は、**いかなる理由をもっても返還いたしません**。

IV. 変更等の届出

1. 届出が必要となる場合と提出書類等（1 / 6）

許可を受けた後、下表に該当する変更事項があった場合は、変更届出書、廃業届出書等を届出期間内に、提出する必要があります。（添付書類については、P14～16を参照ください。）

【許可を受けた後の届出一覧】

届出事項	届出書類の様式等	提出期限
<常勤役員等（経營業務の管理責任者等）に関する事項>		
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書（様式第22号の2 第一面） ●常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号） ●常勤役員等の略歴書（様式第7号別紙） ●常勤性が確認できるもの ●経營業務を総合的に管理した経験期間を証明するもの 	2週間以内
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書（様式第22号の2 第一面） ●常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2） ●常勤役員等の略歴書（様式第7号別紙1） ●常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第7号別紙2） ●常勤性が確認できるもの ●経營業務を総合的に管理した経験期間を証明するもの 	
婚姻等により常勤役員等（経營業務の管理責任者等）となっている者の氏名が変更（改姓・改名）となったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書（様式第22号の2 第一面） ●常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号） ●常勤役員等の略歴書（様式第7号別紙） ●戸籍抄本又は住民票の抄本 	
婚姻等により常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者となっている者の氏名が変更（改姓・改名）となったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書（様式第22号の2 第一面） ●常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2） ●常勤役員等の略歴書（様式第7号別紙1） ●常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第7号別紙2） ●戸籍抄本又は住民票の抄本 	
経營業務の管理責任者等に係る基準を満たさなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書（様式第22号の2 第一面） ●届出書（様式第22号の3） 	
<営業所技術者等に関する事項>		
営業所技術者等を変更・追加・削除したとき ※交代に伴う削除は様式第22号の2 第一面、様式第8号の提出のみ	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書（様式第22号の2 第一面） ●営業所技術者等証明書（様式第8号） ●技術資格に関する書面 <ul style="list-style-type: none"> ・資格の場合：技術検定合格証明書又は監理技術者資格書証(写) ・実務経験の場合：「実務経験証明書」（様式第9号）、（指定学科卒業の場合は上記に加え卒業証明書）※添付書類（P15～16）が必要。 ・特定建設業の場合は上記に加え「指導監督的実務経験証明書」（様式第10号）※添付書類（P16）が必要。 ●雇用契約が確認できるもの 	2週間以内

IV. 変更等の届出

1. 届出が必要となる場合と提出書類等（2／6）

届出事項	届出書類の様式等	提出期限
婚姻等により営業所技術者等となっている者の氏名が変更（改姓・改名）となったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書（様式第22号の2 第一面） ●営業所技術者等証明書（様式第8号） ●戸籍抄本又は住民票の抄本 	2週間以内
営業所技術者等を削除したとき（後任の営業所技術者等がない場合）	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書（様式第22号の2 第一面） ●届出書（様式第22号の3） ※一部廃業の場合、廃業しない業種について引き続き営業所技術者等となる者及び、営業所の廃止に伴い所属営業所を変更し引き続き営業所技術者等となる者については様式第22号の3ではなく様式第8号を提出	
<建設業法施行令第3条に規定する使用人に関する事項>		
新たに営業所の代表者となった者（令第3条使用人）になった者があるとき	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書（様式第22号の2 第一面） ●誓約書（様式第6号） ●令第3条使用人の調書（様式第13号） ●登記されていないことの証明書 ※原本 ●市町村の長の証明書（身分証明書） ※原本 	2週間以内
<社会保険の加入状況に関する事項>		
様式第7号の3記載の健康保険等の加入状況に変更が生じたとき（変更が従業員数のみである場合は除く）	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書（様式第22号の2 第一面） ●健康保険等の加入状況（様式第7号の3） ●社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用等に関する確認ができるもの ●雇用保険の適用等に関する確認ができるもの 	2週間以内
<欠格要件に関する事項>		
法第8条第1号及び第7号から第14号までのいずれかに該当するに至ったとき（欠格要件に該当したとき）	<ul style="list-style-type: none"> ●届出書（様式第22号の3） ※法第8条第1号及び第7号から第14号まで（欠格要件）のいずれかに該当するに至ったときに提出	2週間以内
<企業の基本情報に関する事項>		
商号又は名称を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書（様式第22号の2 第一面） ●登記事項証明書 ※原本、商業登記の変更を必要とする場合に限る。 	30日以内
資本金額（又は出資総額）に変更があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書（様式第22号の2 第一面） ●株主（出資者）調書（様式第14号） ※発行可能株式総数を変更している場合のみ提出。 <ul style="list-style-type: none"> ●登記事項証明書 ※原本 	

IV. 変更等の届出

1. 届出が必要となる場合と提出書類等 (3/6)

届出事項	届出書類の様式等	提出期限
<営業所に関する事項>		
従たる営業所を新設したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書 (様式第22号の2 第一面・第二面) ●登記事項証明書 ※原本 ※商業登記の変更を行っている場合のみ提出 ●営業所の写真 (※当局指定様式) ●誓約書 (様式第6号) ●令第3条に規定する使用人の一覧表 (様式第11号) ●令第3条に規定する使用人に関する調書 (様式第13号) ●登記されていないことの証明書 (令第3条に規定する使用人) ※原本 ●市町村の長の証明書 (身分証明書: 令第3条に規定する使用人) ※原本 ●営業所技術者等証明書 (様式第8号) ●技術資格に関する書面 (営業所技術者等) <ul style="list-style-type: none"> ・資格の場合: 技術検定合格証明書又は監理技術者資格書証(写) ・実務経験の場合: 「実務経験証明書」(様式第9号)、(指定学科卒業の場合は上記に加え卒業証明書) ※添付書類 (P15~16) が必要。 ・特定建設業の場合は上記に加え「指導監督的実務経験証明書」(様式第10号) ※添付書類 (P16) が必要。 ●雇用契約が確認できるもの (営業所技術者等) 	30日以内
従たる営業所の名称を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書 (様式第22号の2 第一面・第二面) ※従たる営業所の名称変更の場合、第二面 区分4 (旧営業所の廃止) 及び第二面 区分3 (営業所の追加) を提出すること ●登記事項証明書 ※原本 ※商業登記の変更を行っている場合のみ提出 ●営業所の名称が変更したことがわかる書類、写真等 	
主たる・従たる営業所の所在地を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書 (様式第22号の2 第一面・第二面) ※主たる営業所の場合は様式第22号の2 は第一面のみ ●登記事項証明書 ※原本 ※商業登記の変更を行っている場合のみ提出 ●営業所の写真 (※当局指定様式) 	
主たる・従たる営業所における営業業種を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書 (様式第22号の2 第一面・第二面) ●営業所技術者等証明書 (様式第8号) ※営業所技術者等を変更する場合には、「技術資格に関する書面」、「雇用契約が確認できるもの」を、技術資格を変更する場合には「技術資格に関する書面」を提出 ●営業所の写真 (標識のみ) (※当局指定様式) ※「建設業の許可票」の掲示状況 (引いて撮影とアップ) ※許可の標識について「この店舗で営業している建設業」欄の記載内容を変更した上で提出すること。 ※所有区分の別を記載すること 	

IV. 変更等の届出

1. 届出が必要となる場合と提出書類等（4／6）

届出事項	届出書類の様式等	提出期限
従たる営業所を廃止したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書（様式第22号の2 第一面・第二面） ※営業所の業種廃止、令3条使用人の退任、営業所技術者等の削除について記載 ●届出書（様式第22号の3）（専任技術者の削除） ※一部廃業の場合、廃業しない業種について引き続き営業所技術者等となる者及び営業所の廃止に伴い所属営業所を変更し引き続き営業所技術者等となる者については、様式第22号の3ではなく、様式第8号を提出 ●登記事項証明書 ※原本 ※商業登記の変更を行っている場合のみ提出 	30日以内
営業所の業種の廃止をしたとき	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書（様式第22号の2 第一面・第二面） ※営業所の業種廃止、営業所技術者等の削除について記載 ①②はいずれかの場合に提出 ①届出書（様式第22号の3） ※営業所技術者等の削除（後任がない場合に提出） ●営業所技術者等証明書（様式第8号） ※営業所技術者等の交代若しくは他の業種を引き続き行う場合に提出 ●登記事項証明書 ※原本 ※商業登記の変更を行っている場合のみ提出 ●営業所の写真（標識のみ）（※当局指定様式） ※「建設業の許可票」の掲示状況（引いて撮影とアップ） ※許可の標識について「この店舗で営業している建設業」欄の記載内容を変更した上で提出すること ※所有区分の別を記載すること 	
<法人の役員に関する事項>		
役員等の就任 ※監査役・会計参与・執行役員は提出不要	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書（様式第22号の2 第一面） ●誓約書（様式第6号） ●許可申請者に関する調書（様式第12号） ※相談役・顧問・株主等は賞罰欄への記載と署名押印は不要 ●登記されていないことの証明書 ※原本 ●市町村の長の証明書（身分証明書） ※原本 ●登記事項証明書 ※原本 ※相談役・顧問・株主等については、添付書類は提出不要 ※株主等に変更があった場合は、変更を覚知してから30日以内に提出 	30日以内
役員等の退任	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書（様式第22号の2 第一面） ●登記事項証明書 ※原本 	
役員等の氏名変更（改姓・改名）したとき ※既に役員等に登録されている者に変更があったとき ※役職名の変更含む ※代表取締役の変更	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書（様式第22号の2 第一面） ●登記事項証明書 ※原本 ※相談役・顧問・株主等については、添付書類は提出不要 ※株主等に変更があった場合は、変更を覚知してから30日以内に提出 ※役職名の変更とは、例：取締役→代表取締役 相談役→顧問 等 	

IV. 変更等の届出

1. 届出が必要となる場合と提出書類等（6／6）

届出事項	届出書類の様式等	提出期限
	⑤附属明細表（様式第17号の3） ※特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出することとなります。但し、金融商品取引法（昭和23年法律第2号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。 ①資本金の額が1億円超であるもの（1億1円より必要） ②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの ⑥健康保険等の加入状況（様式第7号の3） ※従業員数に変更があつた場合に限る。（それ以外の場合には、2週間以内の届出が必要。）	（前頁から）

※営業所の写真の様式については、四国地方整備局のホームページをご参照ください。

http://www.skr.mlit.go.jp/kensei/sangyou/01_kensetu/02-ukeruuketaato/index.html#ken01_01

【1. 建設業の許可を受けるには】

2. 届出の方法等

- 変更等の届出は、許可申請の方法と同じく、四国地方整備局へ電子申請若しくは郵送、または持参で提出下さい。（詳しくはP17参照）。
審査に際して、届出内容に対して照会を行うことはありますが、**届出に対する許可行政庁からの通知等はございません（廃業届を除く。）**。
- 提出する資料は**正本1部のみとなり、副本の提出は必要ありません**。なお、審査中、問い合わせをさせて頂くことがありますので、控え（副本）を保管して下さい。
- 届出書等に受付印を希望される場合には、上記の他に届出書の1枚目のコピーを併せて提出下さい。郵送にて提出の場合は、返送先（住所、担当部署、担当者名）の記載及び切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。返信用封筒の同封がない場合には送付致しません。
- 郵送、持参ともに、届出等の際に受付印を希望されなかった場合に、後日受付印を行うことはできませんのでご注意下さい。
- 届出書類は、クリップ又は綴じ紐で綴じて下さい。（ホッチキス留め、袋綴じ不可）
- 届出期間について厳守願います。（届出期間内に届出がされないときは、**行政処分等の対象**となる場合があります。）

1. 許可証明書の交付について

国土交通省（四国地方整備局）における『許可証明書』の発行については以下のとおりとなります。

1. 許可の更新の申請があった場合において、許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分（許可又は不許可）がされないときは、従前の許可がなおその効力を有することを証明する場合に限り発行します。
2. 許可証明書の請求は、1. に該当する場合に、原則として更新申請につき1回、発行部数は1枚限りとし、その期間は更新の申請の受付日から当該申請に対する処分がされるまでの間とします。
3. 「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」により、建設業者名・許可番号等から許可の状況について確認することが可能です。
「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」による確認が出来ない事項がある場合や、許可証明書の使用目的が災害による許可通知書の滅失、海外建設工事の受注に必要な場合等、特段の事情がある場合はこの限りではありません。

- 「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」は、「<https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/>」となります。

【1】申請方法

「建設業許可 証明願及び証明書」に必要事項等を記載し、返信用封筒を同封のうえ、当局まで持参若しくは郵送下さい。発行には概ね1週間から2週間程度を要しますので、あらかじめ余裕をもって申請していただきますようお願いいたします。（即日発行不可）

※「建設業許可 証明願及び証明書」については、当局のホームページからダウンロードしてください。
http://www.skr.mlit.go.jp/kensei/sangyou/01_kensetu/02-ukeruuketaato/index.html#ken01_01

※返信用封筒は、返信宛先を記載し、所要額分の切手を貼付してください。

【2】申請書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。

- ①「建設業許可 証明願及び証明書」
- ②返信用封筒（返信宛先を記載し、所要額分の切手を貼付したもの）

【3】提出先

国土交通省 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係
〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 北館11階
TEL：087-851-8061（代表）

2. 行政書士による代理申請について

建設業許可（更新を含む）について、行政書士法第1条の3第1号の規程に基づく代理申請を行う場合の四国地方整備局における事務取扱いは以下のとおりです。

【1】提出する書類等について

■委任状

- ①委任状は各申請毎に作成し、申請書とともに提出してください。
- ②委任状は任意様式で差し支えありませんが、以下の記載等は必須とします。
 - ・申請者（委任者）及び申請代理人（行政書士）の住所若しくは所在地、並びに氏名若しくは名称
 - ・委任日
 - ・申請代理人の行政書士登録番号（行政書士証票の番号）
 - ・委任する範囲（例えば、令和〇〇年〇月〇日付建設業許可申請書に関する申請、補正等に係る一切の件等、できるだけ具体的に記載してください）

【2】その他

- 申請書（様式第一号）の記載例については、当局のホームページを参照してください。
http://www.skr.mlit.go.jp/kensei/sangyou/01_kensetu/02-ukeruuketaato/index.html#ken01_01

3. 申請書類等の閲覧について

国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、四国地方整備局管内に主たる営業所がある建設業者に関する申請書類等については、四国地方整備局で閲覧することができます。なお、廃業した業者の提出書類の閲覧はできません。

【1】閲覧場所

〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 北館11階
 国土交通省 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
 TEL:087-851-8061 (代表)

【2】閲覧時間

平日（祝祭日及び12月29日～1月3日を除く）
 閲覧時間：9：30～12：00、13：00～16：30



【3】閲覧手続き

建政部 計画・建設産業課の閲覧所の「閲覧整理簿」に必要事項記載の上、窓口へ提出してください。
 手数料は無料です。

【4】その他

※**閲覧書類の複写及び写真撮影は禁止としております。**

※申請書類等については、担当者による審査が完了した段階で閲覧を可能としております。閲覧を希望される方につきましては、閲覧が可能かどうか、遅くとも閲覧希望日の前々日迄に事前連絡頂きますようお願いいたします。

確認先：建政部 計画・建設産業課 建設業係 TEL:087-851-8061 (代表)

【5】インターネットを利用した閲覧

電子申請システム（JCIP）で提出された書類に関しては、インターネットからの閲覧が可能です。

<https://prod-internet.jcip.mlit.go.jp/Client/>

国土交通大臣許可業者の業者情報に関しては、インターネットからの閲覧が可能です（一部の情報に限ります）。

<https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do>

建設業者・宅建業者等企業情報検索システム

検索

4. 個人情報の取扱いについて

【建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等】

国土交通大臣が、建設業法第3条の規定に基づき提出される建設業の許可の申請書（同法第6条に基づく許可申請書の添付書類及び第11条（第17条で準用するものを含む。）に基づく変更等の届出書を含む。以下「許可申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 許可申請の審査事務（国土交通大臣及び都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合を含みます。）
2. 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
3. 許可申請書等の閲覧
4. 建設業法第27条の23第1項に規定する建設工事の発注者が行う建設工事の発注業務について必要となる情報の提供（公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。）
5. 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項に規定による次の利用又は提供
 - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - (2) 国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のための提供するとき
 - (5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - (6) その他提供することについて特別の理由があるときの提供

5. 電子申請について

建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)

令和5年1月10日より電子申請システムによる受付を開始しています。バックヤード連携による添付書類の省略、手数料等の電子納付、許可通知書の電子受領等が可能となりますので、ご活用ください。

建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）

<https://prod.jcip.mlit.go.jp/T0/T000001>

対象となる手続きの範囲

- 許可申請
- 変更等の届け出
- 登録免許税・許可手数料の納付
- 許可通知書の電子送付

※電子申請システムを利用するためには、**デジタル庁が発行するGビズIDが必要**です。IDをお持ちでない方は、まず、こちらから取得してください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

利用方法、操作マニュアル等の詳細につきましては国土交通省ホームページでご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

(1) 添付書類について

○登記事項証明書

バックヤード連携により、提出は不要です。

○納税証明書（法人税）

e-Taxで申請している場合はシステム上で納税情報の取得、提出が可能です。

○技術検定合格証明書、監理技術者資格者証

バックヤード連携により、提出が不要となる場合があります。

（システムにて連携エラーが発生している場合等は、添付が必要です。詳細は操作マニュアル等をご確認ください。）

(2) 登録免許税等の納付について

次のいずれかで納付してください。

①Pay-easyによる電子納付【推奨】

②台紙に領収証書・収入印紙を貼り付けて郵送で提出（記録の残る配達方法で提出してください。）

(3) 通知方法について

許可通知書は、原則としてシステム上で電子ファイル（PDF）で交付いたします。希望する場合は、紙での交付も可能ですが、電子ファイルでの交付を重ねて行うことはできません。（電子、紙いずれかの選択となります。）

システムの利用・操作方法に関するお問い合わせは、四国地方整備局建政部では受け付けておりません。JCIPヘルプデスク（TEL：0570-033-730 受付時間：平日 9:00～17:00）にお問い合わせください。

6. 直近の建設業法の改正概要（1 / 6）

令和6年改正の概要

<令和7年2月1日施行>

金額要件の見直し

近年の工事費の上昇を踏まえ、金額要件の見直しが行われました。変更内容は以下のとおりです。
()内は建築一式工事の場合。

	改正前	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4500万円 (7000万円)	5000万円 (8000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	4000万円 (8000万円)	4500万円 (9000万円)
特定専門工事の下請代金額の上限	4000万円	4500万円

<令和6年12月13日施行>

営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例

工事現場ごとに監理技術者等を専任で置くべき建設工事について、当該建設工事の請負代金の額が1億円（建築一式工事は2億円）未満であり、かつ、その営業所の営業所技術者等が当該営業所び当該建設工事の工事現場の状況の確認等職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の要件に該当する場合には、1つの工事現場に限り、当該営業所技術者等に監理技術者等の職務を兼ねて行わせることができるとされました。

令和5年改正の概要

<令和5年5月12日施行>

法定書類の表示義務の緩和

施工体制台帳及びその添付書類の記載事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録されている場合に、当該施工体制台帳等を工事現場において出力装置の映像面に表示することが可能であるときは、紙面への表示は求めないこととなりました。また、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録された情報（再下請負通知書に添付する契約書等）が、出力装置の映像面に表示されるときは、当該情報を紙面で作成したものに代えることができるようになりました。

<令和5年7月1日施行>

技術者要件の緩和

一部の検定種目に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、その合格後3年の実務経験を有することで、二級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、その合格後5年の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者や建設工事に配置する主任技術者の要件を満たすことになりました（資格詳細は、有資格コード一覧参照）。なお、監理技術者（別途指導監督経験必要）、特定建設業許可の営業所専任技術者も同様ですが、指定建設業及び電気通信工事は除かれます。

6. 直近の建設業法の改正概要（2 / 6）

令和4年改正の概要

<令和6年4月1日施行>

技術検定制度の見直し

受験資格が見直しされることになり、一部の学科を卒業した者については、第一次検定の一部を免除することになりました。

<令和5年1月1日施行>

（1）金額要件の見直し

近年の工事費の上昇を踏まえ、特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限、主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限、特定専門工事の下請代金額の上限について、金額要件の見直しが行われました。

（2）許可申請の電子化に伴う提出書類の省略

電子申請を行う場合には、国土交通大臣が定める書類の提出を省略することができるようになりました。

令和元年改正の概要

<令和2年10月1日施行>

（1）経營業務の管理責任者の要件の緩和

- ◆常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有することとなり、経験における建設業の種類ごとの区別が廃止され、以下のいずれかに該当することにより条件を満たせることとなりました。
 - ・常勤役員等が建設業の経營業務に関し一定期間の経験期間を有していること
 - ・常勤役員等が建設業に関する2年以上の役員等の経験を含んだ5年以上の職制上の経験があり、かつ財務管理、労務管理、業務運営の業務経験者をその役員等を直接補佐する者とする事

（2）適切な社会保険に加入していることが許可条件

- ◆次のいずれにも該当する者であることが必要となりました。
 - ・健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第19条第1項の規定による届書を提出した者であること。
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第13条第1項の規定による届書を提出した者であること。
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第141条第1項の規定による届書を提出した者であること。

（3）事業承継、相続における認可

- ◆合併、分割、事業譲渡等について、事前の認可を受けることにより円滑に事業承継できる仕組みが構築されました。これにより、許可の空白期間なく事業承継等を行うことが可能となりました。

<令和3年4月1日施行>

（1）技術検定制度の見直し

- ◆技術検定制度の見直しが行われ、「第一次検定」と「第二次検定」に分けて行われることとなり、「第一次検定」の合格者を「級及び種目の名称を冠する技士補」と称することとなりました。
- ◆技術検定のうち「建設機械施工」が「建設機械施工管理」に改められました。

6. 直近の建設業法の改正概要（3／6）

平成29年改正の概要

<平成29年6月30日施行>

（1）経營業務の管理責任者の要件の緩和

- ◆補佐経験について、「組合理事、支店長、営業所長又は支配人に次ぐ職制上の地位にある者」等も認められるようになります。
- ◆これまで「執行役員としての経営管理経験」については、許可を受けようとする建設業に関するものに限定されていましたが、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関するものも認められるようになります。また、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験については、単一の業種区分においての経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものでもかまいません。
- ◆これまで必要経験年数を7年以上としていた、「許可を受けようとする建設業に関する補佐経験」、「許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験」及び「許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験」については、必要経験年数が6年以上に緩和されます。
- ◆経營業務の管理責任者として求められる経験年数の合算について、これまで2種類までしか認められていなかったところ、3種類以上の経験の期間を合算することができるようになります。

<平成29年11月10日施行>

（1）電気通信工事施工管理に係る技術検定の新設

- ◆電気通信工事施工管理に係る技術検定を新設し、受検資格等について以下のとおり定めます。
 - ・受検資格：施工管理に係る他の技術検定と同一
 - ・試験科目（1級・2級）：（学科）電気通信工学等・施工管理法・法規（実地）施工管理法
 - ・受験手数料：1級（学科・実地）各13,000円 2級（学科・実地）各6,500円
 - ・合格者の取扱い：（1級合格者）電気通信工事業における主任技術者・監理技術者等
（2級合格者）電気通信工事業における主任技術者等

（2）建築施工管理に係る2級の技術検定の学科試験の種別廃止

- ◆建築施工管理に係る2級の技術検定のうち、学科試験については、平成30年度より、種別を廃止して共通試験として実施します。

（3）登録基幹技能者講習を修了した者の主任技術者等の要件への認定

- ◆登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものについては、主任技術者等の要件を満たすものとします。

6. 直近の建設業法の改正概要（4 / 6）

平成28年改正の概要

<平成28年6月1日施行>

（1）業種区分の新設（解体工事業の新設）について

「とび・土工工事業」に含まれていた「工作物の解体」を独立させ、許可に係る業種区分に「解体工事業」が新設されました。平成28年6月1日に施行され、以後、原則として、解体工事業を営む際には、解体工事業の許可が必要になってきます。（ただし、経過措置あり）

★経過措置について

①施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き**3年間（平成31年（令和元年）5月31日まで）**は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。
（平成31年（令和元年）6月1日以降は、解体工事業の許可が必要） 【令和元年5月31日をもって、経過措置は終了しています。】

②施行日前のとび・土工工事業に係る経營業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経營業務管理責任者の経験とみなす。

③平成33年（令和3年）6月30日までの間は、とび・土工工事業の技術者（既存の者に限る）も解体工事業の技術者とみなす。

（例）平成27年度までに合格した2級土木施工管理技士（薬液注入）の場合

※令和3年3月31日までの経過措置が、令和3年6月30日まで延長されました。

平成33年（令和3年）6月30日まで	平成33年（令和3年）7月1日以降
解体工事業の技術者とみなす	解体工事業の技術者ではない

★解体工事業の技術者要件について

①監理技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 1級土木施工管理技士 ※1
- ・ 1級建築施工管理技士 ※1
- ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設）） ※2
- ・ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

②主任技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 監理技術者の資格のいずれか
- ・ 2級土木施工管理技士（土木） ※1
- ・ 2級建築施工管理技士（建築又は躯体） ※1
- ・ とび技能士（1級）
- ・ とび技能士（2級）合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・ 登録解体工事試験
- ・ 大卒（指定学科）3年以上、高卒（指定学科）5年以上、その他10年以上の実務経験
- ・ 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・ 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・ とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

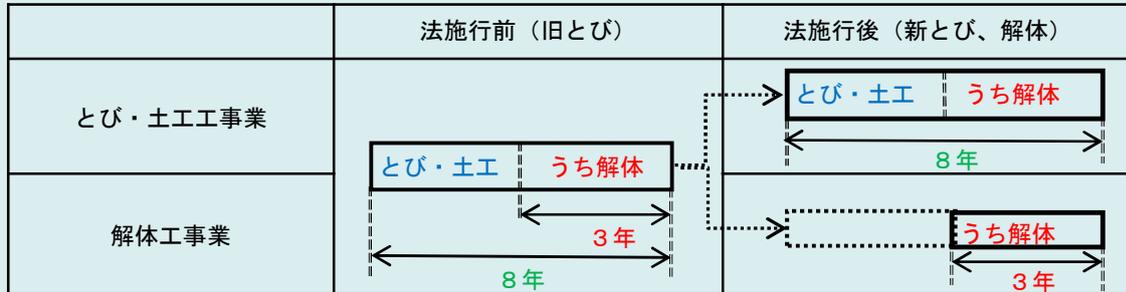
※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

6. 直近の建設業法の改正概要（5 / 6）

★実務経験年数の取扱いについて

- ①新とび・土工事業の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数とする。
- ②解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数とする。



※解体工事の実務経験年数の算出については、請負契約書等で工期を確認し、解体工事の実務経験年数とする。その際、1つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とする。

★解体工事の内容、例示、区分の考え方について

建設工事の種類 (建設業法別表 第一の上欄)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日建設 省告示第350号)	建設工事の例 (平成13年4月3日 建設業許可事務ガ イドライン)	建設工事の区分の考え方 (平成13年4月3日 建設業許可事務 ガイドライン)
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

【具体例】

(例1) 既存建物を解体し、新しく建て直す場合

- ・元請は「建築一式」で請け負うことが可能
- ・下請に既存建物の解体のみが発注されると、その下請は「解体工事業」の許可が必要（請負代金の額が500万円以上の場合）
- ・下請に既存建物の電気・管等の撤去が発注されると、それぞれ専門工事で施工可能

(例2) 総合的な企画調整が不要な建物の解体のみ（解体して更地にするだけ）

- ・請負代金の額が500万円以上の場合、「解体工事業」の許可が必要。

6. 直近の建設業法の改正概要（6 / 6）

（2）とび・土工・コンクリート工事に係る技術者要件の見直し

- ◆とび・土工・コンクリート工事に係る一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）の要件として、とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者を新たに加えることになりました。

（3）解体工事業の追加等に伴う各種様式の改正

- ◆解体工事業の追加等に伴い、様式が変更されている申請書類等がいくつかありますので、提出の際には十分注意願います。

<様式が変更されている申請書類等>

- ・様式第一号 ・様式第一号別紙一（役員等の一覧表）
- ・様式第一号別紙二（1）（営業所一覧表）・様式第八号（専任技術者証明書）
- ・様式第十一号の二（国家資格者等・監理技術者一覧表）
- ・様式第十二号（許可申請者の住所、生年月日等に関する調書）
- ・様式第二十号の三（健康保険等の加入状況）・様式第二十二号の二（変更届出書）
- ・様式第二十二号の三（届出書） ・様式第二十二号の四（廃業届）

（4）登録講習の修了に係る情報の監理技術者資格者証への記載

- ◆監理技術者が国土交通大臣の登録を受けた講習を修了した場合における修了証の交付を取りやめ、監理技術者資格者証（様式第二十五号の五）の裏面に、修了した旨を記載することになりました。

（表面）

氏名	年 月 日生			本籍
住所				
写 真	初回交付	年 月 日	交付	年 月 日
	交付番号	第 号		
監理技術者資格者証				
平成 年 月 日 まで有効				
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者				印
所属建設業者	許可番号			
有する資格				
建設業の種類	上 雑入土石 石屋敷 窓タ 掘削 舗しほ 板が 舗路 内 廃絶 運搬 器具 水 圧 清 掃			
有・無				

（裏面）

監理技 術者 講習 修了 履歴	修了番号: 第	号	修了年月日:
	氏名:	生年月日:	
講習実施機関名:	印		
監 理 技 術 者 資 格 者 証 裏 面			

（5）建設業許可の変更届出の対象追加

- ◆様式第二十号の三（健康保険等の加入状況）につき、保険加入の有無等の記載内容に変更があった場合は、事業年度終了後4ヶ月以内に届出する必要があります。

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表（1/4）

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
法律別表第一 (上欄)	法律別表第一 (下欄)	昭和47年3月8日 建設省告示第350号	平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」	平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」
1 土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む以下同じ。)		①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
2 建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
3 大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4 左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
5 とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ)くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打くい工事 ハ)くい打ち、くい抜き及び場所打くいを行う工事 ニ)土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ホ)土留め工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ)くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打くい工事 ハ)土工工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ)コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ)地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ③「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ⑥「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」でありそれ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
6 石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
7 屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく『屋根工事』に該当する。 ②屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表（2/4）

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
法律別表第一（上欄）	法律別表第一（下欄）	昭和47年3月8日建設省告示第350号	平成13年4月3日国総建第97号「建設業許可事務ガイドライン」	平成13年4月3日国総建第97号「建設業許可事務ガイドライン」
8 電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
9 管工事	管工事業	冷暖房、空調、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
10 タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土工において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
11 鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
12 鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
13 舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
14 しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15 板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16 ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表（3 / 4）

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
法律別表第一 (上欄)	法律別表第一 (下欄)	昭和47年3月8日 建設省告示第350号	平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」	平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」
17 塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に 吹付け、塗付け、又ははり 付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライ ニング工事、布張り仕上工 事、鋼構造物塗装工事、路面標 示工事	下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18 防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、 シーリング材等によって防 水を行う工事	アスファルト防水工事、モル タル防水工事、シーリング工 事、塗膜防水工事、シート防 水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
19 内装仕上工事	内装仕上工 事業	木材、石膏ボード、吸音板 壁紙、たたみ、ビニール床 タイル、カーペット、ふすま 等を用いて建築物の内装 仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工 事、壁張り工事、内装間仕切 り工事、床仕上工事、たたみ 工事、家具工事、防音工事	①『家具工事』とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②『防音工事』とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③『たたみ工事』とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
20 機械器具設置工 事	機械器具設 置工事業	機械器具の組立て等によ り工作物を建設し、又は工 作物に機械器具を取付け る工事	プラント設備工事、運搬機器 設置工事、内燃発電設備工 事、集塵機器設置工事、給排 気機器設置工事、揚排水機 器設置工事、ダム用仮設備工 事、遊技施設設置工事、舞 台装置設置工事、サイロ設 置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②『運搬機器設置工事』には昇降機設置工事も含まれる。 ③『給排気機器設置工事』とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
21 熱絶縁工事	熱絶縁工 事業	工作物又は工作物の設備 を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、 動力設備又は燃料工業、化 学工業等の設備の熱絶縁工 事、ウレタン吹付け断熱工 事	
22 電気通信工事	電気通信 工事業	有線電気通信設備、無線 電気通信設備、ネットワ ーク設備、情報設備、放送 機械設備等の電気通信設 備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線 電気通信設備工事、データ 通信設備工事、情報処理設 備工事、情報収集設備工 事、情報表示設備工事、放 送機械設備工事、TV電波 障害防除設備工事	①既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施するため、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
23 造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石 のすえ付け等により庭園、 公園、緑地等の苑地を築 造し、道路、建築物の屋上 等を緑化し、又は植生を 復元する工事	植栽工事、地被工事、景石 ごしらえ工事、公園設備工 事、広場工事、園路工事、水 景工事、屋上等緑化工事、 緑地育成工事	①『植栽工事』には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②『広場工事』とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、『園路工事』とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③『公園設備工事』には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④『屋上等緑化工事』とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤『緑地育成工事』とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24 さく井工事	さく井工 事業	さく井機械等を用いてさ く孔、さく井を行う工事 又はこれらの工事に伴う揚 水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、 還元井工事、温泉掘削工 事、井戸築造工事、さく孔 工事、石油掘削工事、天 然ガス掘削工事、揚水設 備工事	
25 建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製 の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サ ツン取付け工事、金属製カ ーテンウォール取付け工 事、シャッター取付け工 事、自動ドア取付け工 事、ふすま工事	
26 水道施設工事	水道施設 工事業	上水道、工業用水道など のための取水、浄水、配 水等の施設を築造する工 事又は公共下水道若しく は流域下水道の処理設備 を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工 事、配水施設工事、下水 処理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表（４／４）

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
法律別表第一 (上欄)	法律別表第一 (下欄)	昭和47年3月8日 建設省告示第350号	平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」	平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」
27 消防施設工事	消防施設工 事業	火災警報設備、消火設備 避難設備若しくは消火活 動に必要な設備を設置し 又は工作物に取付ける工 事	屋内消火栓設置工事、スプリン クラー設置工事、水噴霧、泡、 不燃性ガス、蒸発性液体又は 粉末による消火設備工事、屋外 消火栓設置工事、動力消防ボ ンプ設置工事、火災報知設備 工事、漏電火災警報器設置工 事、非常警報設備工事、金属製 避難はしご、救助袋、緩降機、 避難橋又は排煙設備の設置工 事	①「金属製避難はしご」とは、火災時等にもみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28 清掃施設工事	清掃施設工 事業	し尿処理施設又はごみ処 理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施 設工事	①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29 解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

別紙②【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）

「7*」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等十合格後実務経験3年）

「7o」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等十合格後実務経験5年）

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業+実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工管理技士	7				7							7															
	1F	1級建設機械施工管理技士補																											
	12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	7				7							7															
	1G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																											
	13	1級土木施工管理技士	7		7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*	7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*	7*	7*	7*	7*	7*
	1H	1級土木施工管理技士補			7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*	7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*	7*	7*	7*	7*	7*
	14	2級土木施工管理技士	7		7o	7o	7o	7o			7o	7o	7o	7o	7o		7o	7o		7o		7o		7o	7o	7o	7o	7o	7o
	1J	2級土木施工管理技士補			7o	7o	7o	7o			7o	7o	7o	7o	7o		7o	7o		7o		7o		7o	7o	7o	7o	7o	7o
	15	2級土木施工管理技士																											
	1K	2級土木施工管理技士補																											
	16	2級土木施工管理技士																											
	1L	2級土木施工管理技士補																											
	20	1級建築施工管理技士	7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7	7			7	7*	7*	7*	7*
	2C	1級建築施工管理技士補			7*	7*	7*	7*	7*			7*	7*			7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*	7*	7*
	21	2級建築施工管理技士	種別	建	7	7o	7o	7o	7o	7o			7o	7o			7o	7o	7o	7o	7o	7o			7o	7o	7o	7o	7o
	軀			7	7o	7o	7o	7o			7o	7o			7o			7o	7o	7o	7o	7o							
	仕			7	7o	7o	7o	7o			7o	7o			7o			7o	7o	7o	7o								
	23	2級建築施工管理技士補			7o	7o	7o	7o	7o			7o	7o			7o			7o	7o	7o	7o	7o						
	27	1級電気工事施工管理技士							7													7*							7*
	2E	1級電気工事施工管理技士補																				7*							7*
	28	2級電気工事施工管理技士							7													7o							7o
	2F	2級電気工事施工管理技士補																				7o							7o
	29	1級管工事施工管理技士									7		7*	7*	7*						7*	7*			7*	7*	7*	7*	7*
	2G	1級管工事施工管理技士補											7*	7*	7*						7*	7*			7*	7*	7*	7*	7*
	30	2級管工事施工管理技士									7		7o	7o	7o						7o	7o			7o	7o	7o	7o	7o
	3A	2級管工事施工管理技士補											7o	7o	7o						7o	7o			7o	7o	7o	7o	7o
	31	1級電気通信工事施工管理技士																						7					
	3B	1級電気通信工事施工管理技士補																											
	32	2級電気通信工事施工管理技士																							7				
	3C	2級電気通信工事施工管理技士補																											
33	1級造園施工管理技士				7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*			7*	7*		7*		7*		7*	7*	7*	7*	7*	7*	
3D	1級造園施工管理技士補				7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*			7*	7*		7*		7*		7*	7*	7*	7*	7*	7*	
34	2級造園施工管理技士				7o	7o	7o	7o			7o	7o	7o			7o	7o		7o		7o		7o	7o	7o	7o	7o	7o	
3E	2級造園施工管理技士補				7o	7o	7o	7o			7o	7o	7o			7o	7o		7o		7o		7o	7o	7o	7o	7o	7o	

別紙②【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

	コード	資格区分	建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建築士法	37	1級建築士		7	7			7			7	7								7											
	38	2級建築士		7	7			7			7									7											
	39	木造建築士			7																										
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	7				7		7				7	7										7						7	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	7				7		7			7	7											7						7	
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7				7																								
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）							7														7								
	45	機械・総合技術監理（機械）																					7								
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）									7												7								
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）									7																			7	
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									7															7				7	
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7				7								7																
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							7						
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7				7																		7						
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									7																				
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									7																			7	
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									7																			7	
電気工事士法	55	第1種電気工事士								7																					
	56	第2種電気工事士 【3年】								7																					
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種） 【5年】								7																					
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者 【5年】																						7							
	35	工事担任者 【3年】																						7							
水道法	65	給水装置工事主任技術者 【1年】								7																					
消防法	68	甲種 消防設備士																												7	
	69	乙種 消防設備士																												7	

別紙②【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）

「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）

「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「8」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）

「8_イ」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+合格後実務経験3年+2年以上の指導監督の実務経験）

「8_ロ」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+合格後実務経験5年+2年以上の指導監督の実務経験）

「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2		2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5		5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3						3	3		3	3										3						
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6		6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
11	1級建設機械施工管理技士	9				9							9																
1F	1級建設機械施工管理技士補																												
12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）					8																							
1G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																												
13	1級土木施工管理技士	9		8 _イ	9	9	8 _イ		8 _イ	9	8 _イ	9	9		9	8 _イ		9	8 _イ	9									
1H	1級土木施工管理技士補			8 _イ	8 _イ	8 _イ	8 _イ		8 _イ		8 _イ	8 _イ		8 _イ	8 _イ	8 _イ													
14	2級土木施工管理技士			8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ		8 _ロ		8 _ロ	8 _ロ		8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ													
1J	2級土木施工管理技士補			8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ		8 _ロ		8 _ロ	8 _ロ		8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ													
15	2級土木施工管理技士			8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ		8 _ロ		8 _ロ	8 _ロ		8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ													
1K	2級土木施工管理技士補			8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ		8 _ロ		8 _ロ	8 _ロ		8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ													
16	2級土木施工管理技士			8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ		8 _ロ		8 _ロ	8 _ロ		8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ													
1L	2級土木施工管理技士補			8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ		8 _ロ		8 _ロ	8 _ロ		8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ													
20	1級建築施工管理技士	9	9	9	9	9	9		9	9	9	9		9	9	9	9	9	9	8 _イ	9				9	8 _イ	8 _イ	8 _イ	9
2C	1級建築施工管理技士補			8 _イ		8 _イ	8 _イ		8 _イ				8 _イ																
21				8 _イ		8 _イ	8 _イ		8 _イ				8 _イ																
22	2級建築施工管理技士			8 _ロ		8 _ロ	8 _ロ		8 _ロ				8 _ロ																
23				8 _ロ		8 _ロ	8 _ロ		8 _ロ				8 _ロ																
2D	2級建築施工管理技士補			8 _ロ		8 _ロ	8 _ロ		8 _ロ				8 _ロ																
27	1級電気工事施工管理技士								9											8 _イ								8 _イ	
2E	1級電気工事施工管理技士補																			8 _イ								8 _イ	
28	2級電気工事施工管理技士																			8 _ロ								8 _ロ	
2F	2級電気工事施工管理技士補																			8 _ロ								8 _ロ	
29	1級管工事施工管理技士								9				8 _イ	8 _イ	8 _イ				8 _イ	8 _イ		8 _イ							
2G	1級管工事施工管理技士補											8 _イ	8 _イ	8 _イ					8 _イ	8 _イ		8 _イ							
30	2級管工事施工管理技士											8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ					8 _ロ	8 _ロ		8 _ロ							
3A	2級管工事施工管理技士補											8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ					8 _ロ	8 _ロ		8 _ロ							
31	1級電気通信工事施工管理技士																						9						
3B	1級電気通信工事施工管理技士補																												
32	2級電気通信工事施工管理技士																							8					
3C	2級電気通信工事施工管理技士補																												
33	1級造園施工管理技士			8 _イ	8 _イ	8 _イ	8 _イ		8 _イ		8 _イ	8 _イ		8 _イ		8 _イ		8 _イ		9	8 _イ								
3D	1級造園施工管理技士補			8 _イ	8 _イ	8 _イ	8 _イ		8 _イ		8 _イ	8 _イ		8 _イ	8 _イ	8 _イ	8 _イ												
34	2級造園施工管理技士			8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ		8 _ロ		8 _ロ	8 _ロ		8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ												
3E	2級造園施工管理技士補			8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ		8 _ロ		8 _ロ	8 _ロ		8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ	8 _ロ												

別紙②【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

	コード	資格区分	建設業の種類																																			
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解							
建築士法	37	1級建築士		9	9			9			9	9								9																		
	38	2級建築士			8			8			8									8																		
	39	木造建築士			8																																	
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	9			9		9					9	9						9					9									9				
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	9			9		9			9		9	9											9										9			
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9			9																																
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）						9															9															
	45	機械・総合技術監理（機械）																					9															
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）							9														9															
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）							9																											9		
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）							9																		9									9		
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9			9										9																						
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								9												
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9			9																				9												
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）							9																													
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）							9																												9	
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）							9																											9	9	
電気工事士法	55	第1種電気工事士																																				
	56	第2種電気工事士 【3年】																																				
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種） 【5年】																																				
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者 【5年】																							8													
	35	工事担任者 【3年】																							8													
水道法	65	給水装置工事主任技術者 【1年】																																				
消防法	68	甲種 消防設備士																																		8		
	69	乙種 消防設備士																																		8		

別紙③ 指定学科一覧

許可を受けようとする建設業	指定学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

別紙④ 一般建設業の営業所技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工工事業	1. 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者



国土交通省 四国地方整備局
建政部 計画・建設産業課

〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎 北館11階
TEL:087-851-8061 (代表)

ホームページアドレス

<http://www.skr.mlit.go.jp/>